



# 広報おころがわ

令和6年11月号  
日光警察署  
小来川駐在所  
0288-63-3028

## 11月は「犯罪被害者支援広報月間」です！

### 「犯罪被害者支援広報月間」とは

県民の皆さんに、犯罪被害者やそのご家族がおかれている状況や、それらを踏まえた被害者支援の必要性、警察等が行っている被害者支援に関する活動や各種施策を知っていただき、支援の輪を広げるとともに被害者支援活動への参加を促進することを目的としています。

### 実施期間

令和6年11月1日（金）～11月30日（土）までの1か月間



### 広報事項

- 犯罪被害者等の現状と支援の必要性
- 犯罪被害給付制度及び国外犯罪被害弔慰金等支給制度
- 本県警察で行っている犯罪被害者等支援に係る各種施策
- 民間被害者支援団体が実施している犯罪被害者等支援に係る各種活動
- 性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」をはじめとする犯罪被害者等のための相談窓口



### 前照灯の早め点灯

前照灯は、早めに点灯しましょう。

前照灯を点けることで歩行者や自転車に車の接近を知らせる効果があります。

#### ○ライト4（フォー）運動

これからの時期は、午後4時以降に歩行者が車にはねられて亡くられる事故が増加する傾向にあります。

そこで、10月から翌年2月までの間、

#### 「16時だよ！全員点灯」

をキャッチフレーズに、午後4時に前照灯を点灯する取組みを展開します。

午後4時になりましたら前照灯を点灯し、交通事故を防ぎましょう。

